

## 平成 2 1 年 第 4 回 南 伊 豆 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号 (6月19日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議事日程の削除	11
○閉議及び閉会宣告	11
○署名議員	13

## 平成21年第4回南伊豆町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

平成21年6月19日(金)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第52号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合について
- 日程第 4 議第53号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 5 議第54号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について
- 日程第 6 議第55号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(11名)

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
5番	保坂好明君	6番	清水清一君
7番	梅本和熙君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	鈴木博志君
企画調整課長	藤原富雄君	建設課長	小坂孝味君
産業観光課長	山田昌平君	町民課長	奥村豊君
健康福祉課長	松本恒明君	教委事務局長	大野寛君
上下水道課長	山本信三君	会計管理者	大年清一君
総務係長	大野孝行君		

---

**職務のため出席した者の職氏名**

議会事務局長	栗田忠蔵	主幹	大年美文
--------	------	----	------

開会 午前09時30分

◎開会宣告

○議長（渡邊嘉郎君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成21年第4回南伊豆町議会臨時会を開会いたします。

---

◎議事日程説明

○議長（渡邊嘉郎君） 議事日程は印刷配付したとおりであります。

---

◎開議宣告

○議長（渡邊嘉郎君） これより本会議第1日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邊嘉郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名いたします。

会議規則に定めるところにより、議長が指名をいたします。

5番議員 保坂好明君

6番議員 清水清一君

---

◎会期の決定

○議長（渡邊嘉郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊嘉郎君） 異議なしと認めます。よって、会期は6月19日の1日限りと決定いたしました。

---

### ◎議第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊嘉郎君） これより議案審議に入ります。

議第52号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合についてを議題とします。  
提案理由説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） おはようございます。

本日は第4回臨時会をよろしくお願いを申し上げます。それでは、議第52号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第7条第1項の規定により平成22年3月20日から下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町を廃し、その区域をもって新たに「下田市」を設置することを静岡県知事に申請することについて、同法第6条の規定により議会の議決を求めるものであります。

このたびの下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の南伊豆地区1市3町合併協議につきましては、昨年5月に下田市、河津町及び南伊豆町においては、議会議決、松崎町については住民投票の結果を受けて、6月5日に南伊豆地区1市3町合併協議会が設置をされました。合併協議会では昨年6月25日の第1回から本年4月21日の第12回までの11カ月間にわたり合併に関する協議がなされました。この間に本町議会より合併協議会からの離脱する旨の決議がなされましたが、市町村の合併の特例等に関する法律に基づき、去る6月10日、26項目に及ぶ合併協定項目の協議結果を取りまとめた合併協定書を持ち回りにより各首長が調印を行い、これを受けて、廃置分合に係る議案を提案するものであります。

なお、合併協定書の写しを添付をさせていただきましたので、あわせてご確認をください。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

清水清一君。

○6番（清水清一君） この議決でありますけれども、3月の合併協離脱決定を受けて今回提出されたものです。

その中で、その内容を読みますとこれから検討するとか また調整に努めるとか、前送り、全部先送りの内容でございます。この先送りというのはこの町でどんなことをしても、新市においては、町づくりのことはわからない。いくら町長がいいことを言っているとしても新市における合併協の分析としては真摯協定であって無効になることが大きいという形があると思います。そういうものを確定できるものがない限り、その中での内容については定めとかいうものもございましたけれども、そういうものがたくさんあるとすれば話は別ですけれどもほとんどが調整するとかこれから検討するとかという内容でしたが、これまでの全国の市町村で市町村合併がありましたけれども、その結果の中でよいものがほとんどない。よいものの結果がどういうものがあるんだというのを検討した中で、よい結果となる合併協の分析であれば話はわかるんですけれども、この内容では合併協に賛成、もしくは合併の廃置分合についての議決については反対をいたします。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 次に原案に賛成者の発言を許可いたします。

稲葉勝男君。

○4番（稲葉勝男君） 本案に対する賛成の意見を述べます。昨年6月5日に発足した1市3町の合併協議会、本年4月の21日本町中央公民館の開催で最終を迎えて、合計11回の協議を行い、合併方式、新市の名称、地域自治組織の取り扱い、新市の基本計画作成など26項目を

確認し、今月の10日がそれらを織り込んだ合併協定であり、それぞれ市町の首長が調印したわけであります。1市3町の市町長を初め、下田市、河津町の議会代表、住民代表の皆さん、それから関係職員に対して敬意を表します。ご苦労さまでした。

さて、今回の合併を私、推進する大きな理由としては、下田市を含む、賀茂郡下5町の状況を見たとき、すべての自治体に求められていることは、1市3町合併協議会、この概要版、これに記載されているとおり、これにほかならないということを感じております。「合併の背景と必要」ですね。それで、詳細については皆さんがそれぞれ読まれてご存じですから、要旨だけ申し上げますと、国、県からの権限移譲が進んだが、これに対応できる行政体制、財政基盤を強化すること、少子高齢化が進む中、特に保険、医療、福祉といった社会保障費の増大に対応できる行財政力の強化や専門的な高度サービスの提供が求められている。3つとして、日常生活圏や医療における経済圏は従来の行政区域を超えて、広域化しているため、これに対応できる行政体制の充実。4つ目として、国、地方の財政状況が年々厳しくなってきました。国の借金も平成20年度末には846兆円、一人当たり663万円、21年度末には900兆円を超えると予想されております。このような状況から国は国庫補助金等の削減、地方交付税の見直し等を行っており、3割自治といわれる本町等基礎自治体はますます厳しい状況に見舞われると予想されるため、そのための対応というのが必要です。5つ目として、周辺市町村との格差が生じないよう基礎自治体の拡大、強化を図り、低迷している観光や他産業の振興、生活基点の充実、地域の特性を生かした新たな発展を目指す体制づくり、これが求められております。

以上申し上げましたが、このような大きな課題を乗り越えるためには、まず、1市3町が合併協定26項目を遵守し、全国町村会がまとめた「平成の合併をめぐる実態と評価」の功罪を検証し、5年、あるいは10年、15年先を見据え、我々の子供や孫によい結果が残せるよう、礎となる心でこの合併を成功させることが今の我々に与えられた指名であると思っております。以上をもって本案に対する賛成意見とします。

○議長（渡邊嘉郎君） 次に原案に反対者の発言を許可いたします。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） まず、手続書から言及しますが、3月定例会の最終日の3月31日に本町議会は合併法定協議会からの離脱の決議を行いました。今回の1市3町の法定合併協議会に当たっては、昨年5月2日の臨時委員会で、法定協に出て話だけは、ほかの市町としようというかたちで議会は臨みました。しかしながら、法定協の実態は、この協定書にも示

されておりますが、全てが新市において協議をするとして、いわゆる新市のあり方は現議会、あるいは法定協の中では核心が一つも決まっていない、こういう実態でありました。また、3月時点で予定されていたことは一部の議長だけに、合併協議会の議員である議長にだけ内密に言及されていて、連絡がされていた合併調印式、これがあたかも合併が決まったように協定書の調印式を下田の文化会館で県知事までよんでやるということが予定をされてきました。これは5月22日であります。

そもそも事務手続である協定書の調印をこうしてあたかも住民に合併が決まったようにふれこんで、そしてこの6月の廃置分合議案、これを予定されていたわけでありました。実態の検討、そして詳細なビジョンもまともに示されないで先送りをした中身で新市の構想を描く、ここに合併のだましの手口と言っているものがあらわれてきました。これは、全国の合併した自治体の首長の中から、全国町村会長に、合併した仇を打ってくれ、そういう声が出る背景を私たちは目の当たりにして3月31日に合併協離脱を決議をして、本来であればこうした議案そのものが出ずに、法定協の会長である下田市長は合併協を解散するべきでありました。合併協の離脱決議は南伊豆町のみならず、松崎町でも決議をされていたものであります。

さて、本町における合併の流れに関しては、かいつまんで言いますと1市3町合併の旗揚げから1市1町の合併に前執行部が強引にこれを進め、平成16年の10月には合併推進の立場の住民投票が前町長執行部によって行われました。このとき、町民に出された、あるいは議会に出された財政の見通しでは、平成18年、19年には南伊豆町は20%以上の赤字をつくって、夕張市並みになって町が破綻する、こういう財政計画が出されました。まことしやかに出されました。実態は、今の南伊豆町にとって当時から見れば財政状態は大幅に改善しております。この合併の進め方に少子化対策や財政基盤の状況など美辞麗句を並べても、合併が自立したまちづくりをつくる、そういう見識やまじめな姿勢が一切見られない、こういうところに明白にあらわれております。

近隣で見ても、合併した伊豆市の旧天城湯ヶ島町では、合併して財政基盤が強くなれば、観光振興も大いに力を発揮できるはずだったのですが、いわゆる花いちもんめ事業、国のリンク事業をやった温泉会館事業は、これは温泉会館事業を中止をする、ほかの観光施設も不況の中でばたばたと閉鎖に追い込まれて、地域を振興する活力も予算もない、こういう実態が最近のローカル新聞でも報道されている事態であります。私たちはこういうことから何を教訓にくんだか。これはいわゆる小泉改革が日本の国政で進めた構造改革路線、三位一体の改革が格差の助長とありますが、小さい自治体をつぶしても国の流れをつくっていく、こう



いうことにあったし、こうした流れがとんでもないことである。小さい自治体でもまともに存続していく権利はあるし、日本の国を将来にわたって発展させていく大事な流れだということでもあります。

かわって、今月の16日に第29次地方制度調査会の最終答申が出されました。この中では、平成11年以降国が指導してきた平成の大合併の終了、これを盛り込みました。合併推進の効果については、地方分権の受け皿としての行財政、行政体制の整備や行財政基盤の強化などをあげております。一方で、合併で自治体の規模が拡大したことによる、行政サービス低下の側面も指摘がされております。合併によって市町村の規模が大きくなることによって住民の声が届きにくくなっている。周辺部が取り残されるのではないか、地域の伝統、文化の継承、発展が危うくなるのではないか等の懸念が現実化している地域がある。こうしたことが答申に述べられております。

こういう中身で答申は従来と同様の手法で合併を続けていくことには限界である、ということが明記をされ、今年度末で合併推進が取りやめられる、こういうことが答申をされました。そして、その前日、第29次地方制度調査会にも参画をしている全国町村会の山本文男会長は、いわゆる市町村合併の、市町村の強制合併につながる道州制には断固反対するとした声明で、このように言及しております。「そもそも道州制導入のこれまでの議論は政府や財界主導によるものであり、主権者たる国民の感覚から遊離したものになっている。道州と基礎自治体という二重構造を想定し、地方の実態を省みることなく、単なる数あわせで一律につくられた基礎自治体は、真の自治の担い手とはなりえない。人口が一定規模以上でなければ基礎自治体たり得ないとする考え方は、現存する町村と多様な自治のあり方を否定するものである。それぞれの地域には歴史、文化、伝統、慣習といった地域の特色があり、国土の多様な姿にみあった多彩な基礎自治体が存在することがこの国の活力の源泉であり、地方自治本来の姿である」 こういう声明をあげております。

私は3月の定例会のときに、2004年度時点で、総務省の合併推進課長であった現大臣官房審議官のオウセツシツの市町村セミナーでの言葉を出しましたが、今は飽をぶら下げて合併するときではない。まちづくりに専念すべきときだ。全力を挙げるとき。このことが、やはり合併推進してきた官僚の今のあり方ととらえて全国町村会長のまとめた言葉を踏まえて、地域が不況の中で疲弊して、国民生活、住民生活が困窮に瀕してるときに、今こそ地方自治体の力を尽くしてまちづくりに専念する必要がある、その点でこの廃置分合議案に対して反対をして、新しいまちづくりを進める、そのことを強く主張するものであります。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 次に原案に賛成者の発言を許可いたします。

梅本和熙君。

○7番（梅本和熙君） 7番、梅本。

下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に賛成の討論をいたします。

平成20年6月25日第1回南伊豆地区1市3町合併協議会開催され、本年4月21日、第12回の協議会をもって終了いたしました。この間、十分な議論がなされ、今年6月10日に協定書が調定されました。新市基本計画とそれに基づく財政計画が策定されました。また、合併による行政費用の効果は10年間で31億9,000万円、国による支援策は普通交付税の算定替えて125億円、県の支援策は電算システム等の整備費として、合併推進交付金が6億、新合併支援重点道路整備費として12億円が予定されています。これらの支援策は今後考えられないものと推測します。この合併を否決した場合を考えてみます。政府の地方制度調査会が16日答申を出し、いわゆる平成の大合併は来年3月末で終了するとのことでした。

ただ問題は、約470の町村が1万人未満の小規模町村として残ることが予測されます。小規模町村の生き残り策として答申は行政サービスの確保策として、福祉、保健分野での都道府県による事務補完のほか、周辺市町村での広域連携などの多様な選択肢を用意することが必要と提言しています。

将来、都道府県の垂直補完や周辺自治体からの水平補完を受けることが、自立した自治体として本来あるべき基礎的自治体と言えるのでしょうか。今後予測される国県からの権限移譲を受け入れる能力もなく、自治権は著しく制限されたものになることが予測されます。なぜなら、人口減少や少子高齢化により過度の人口が減り、税収が落ち込むのに医療、介護、福祉による行政サービスの費用の増加、社会資本の老朽化による新規建設や補修が10年以内に増大することが予想されます。具体的には既に国民健康保険税の税率がアップされ、それもカバーできず、一般会計から繰り入れる時代になっています。制度改革による部分もありますが、少子高齢化等による影響も考えられます。

また、介護保険の税率が3%アップしても、現場の従業者には反映していません。いずれ近いうちに、介護保険もアップすることが予測されます。また、当町においてはごみ焼却場、上水道事業、入間漁業集落排水事業、子浦漁業集落排水事業、公民館、役場庁舎、南伊豆幼稚園等々の老朽化による新規建設や補修が10年以内に予測されます。これらの費用は少なく見積もっても数十億円が予測されます。さらに、下水道事業も今後、数十億円の費用が必要

となります。町単独でこれらの財源を用意することができるでしょうか。既に、ごみ焼却場のコンピューター制御機能が故障し、昨年8,000万円の補修費をかけています。

さらに、観光問題ですが、石廊崎ジャングルパークの問題を解決するためには、町単独では非常に困難が予測されます。観光は南伊豆町の基本産業であり、石廊崎ジャングルパークの問題を解決しないまま数十年を訴訟に費やすことが許されるでしょうか。これらの具体的問題を解決できない自治体が基礎的自治体として存在することは、そこに住む住民にとって非常に不幸なことであります。国の想定する基礎的自治体として存続をしていくためには合併をするしか方法はないと考えます。自由民主党は当然として、民主党の分権調査会も市町村を当面700から800程度に集約するとの改革案を提示しています。地方分権は時代の要請であり、分権の受け皿としての基礎的自治体を今構築しておかないと自治体の自治権の制限された市町村として残らざるを得ません。南伊豆町が自立するための最後の合併であると考えます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者はありませんか。

討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第52号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊嘉郎君） 賛成少数です。

よって、議第52号議案は否決することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前 9時55分

休憩 午前10時02分

○議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議事日程の削除

○議長（渡邊嘉郎君） 6月19日提出された議第53号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について、議第54号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について及び議第55号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議については、先ほど町長より会議規則第20条の規定に基づき事件撤回請求書が議長あてに提出され、同規則第20条に基づき許可しました。

よって、議第53号、議第54号及び議第55号議案は議事日程より削除します。

---

◎閉議及び閉会宣告

○議長（渡邊嘉郎君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第4回南伊豆町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 保 坂 好 明

署 名 議 員 清 水 清 一